## 福岡県公報

平成25年2月26日第3474号

(中小企業振興課) ………10

### 目 次

告

示 (第253号 - 第274号)

| ○土地改良区の定款の変更の認可          | (農村森林整備課) | 1                      |
|--------------------------|-----------|------------------------|
| ○特定計量器の定期検査の実施           | (計量検定所)   | 2                      |
| ○特定計量器の定期検査の実施           | (計量検定所)   | 3                      |
| ○特定計量器の定期検査の実施           | (計量検定所)   | $\cdots\cdots\cdots 4$ |
| ○特定計量器の定期検査の実施           | (計量検定所)   | 4                      |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請     | (社会活動推進課) | 6                      |
| ○開発行為に関する工事の完了           | (都市計画課)   | 6                      |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定        | (保護・援護課)  | 6                      |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止  | (保護・援護課)  | 7                      |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更  | (保護・援護課)  | 8                      |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定         | (保護・援護課)  | 8                      |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止   | (保護・援護課)  | 8                      |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び | が所在地の変更   |                        |
|                          | (保護・援護課)  | 9                      |
| ○開発行為に関する工事の完了           | (都市計画課)   | 9                      |
| ○解除に係る保安林の所在場所等          | (農山漁村振興課) | 9                      |
| ○解除に係る保安林の所在場所等          | (農山漁村振興課) | 9                      |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | で意見等      |                        |
|                          | (中小企業振興課) | 10                     |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | こ意見等      |                        |

|   | ○大規模小売店舗の新設の届出          | (中小企業振興課)  | 10 |
|---|-------------------------|------------|----|
|   | ○道路の区域の変更               | (道路維持課)    | 11 |
|   | ○道路の区域の変更               | (道路維持課)    | 12 |
|   | ○道路の供用の開始               | (道路維持課)    | 12 |
| = | 公告                      |            |    |
|   | ○福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係 | る提案の募集     |    |
|   |                         | (教育庁義務教育課) | 12 |
|   | ○建築協定の変更の認可             | (建築指導課)    | 12 |
|   | 選挙管理委員会                 |            |    |
|   | ○政治団体の設立届               | (市町村支援課)   | 13 |
|   | ○政治団体の届出事項の異動届          | (市町村支援課)   | 14 |
|   | ○政治団体の解散届               | (市町村支援課)   | 15 |
|   | ○資金管理団体の指定届             | (市町村支援課)   | 16 |
|   | ○資金管理団体の届出事項の異動届        | (市町村支援課)   | 17 |
|   | ○資金管理団体の指定取消届           | (市町村支援課)   | 17 |
|   | 公安委員会                   |            |    |
|   | ○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部警務課)  | 18 |
|   | ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に | 基づく行政処分に   |    |
|   | 係る公表に関する規程 (            | 警察本部交通企画課) | 18 |
|   | 告示                      |            |    |
|   | ロッ                      |            |    |

#### 福岡県告示第253号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名      | 認可年月日      |
|-------------|------------|
| 三井郡床島堰土地改良区 | 平成25年2月13日 |

定期発行日 毎週火金曜日 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県 久 野

#### 福岡県告示第254号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
  - 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                                    | 検査年月日    | 検査時間                       | 検査会場             | 検査区域  |
|---|----------|----------------------------|------------------|-------|
|   | 25年4月4日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 新宮町役場            |       |
|   | 25年4月5日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 新宮町役場            | 新宮町   |
|   | 25年4月8日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 新宮相島漁業協同組<br>合本所 |       |
|   | 25年4月9日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 古賀東区公民館          | - 古賀市 |
| ア ひょう量が<br>300kg以下の                     | 25年4月10日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 古賀東区公民館          |       |
| 非自動はかり<br>(ウに掲げる<br>ものを除く。              | 25年4月11日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 志免町生涯学習1号<br>館   | ・志免町  |
| <ul><li>)、分銅及び</li><li>おもりの検査</li></ul> | 25年4月12日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 志免町生涯学習1号<br>館   | 心光则   |
| 45 0 7 7 7 K.H.                         | 25年4月15日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 須恵町カルチャーセ<br>ンター | 須恵町   |
|   | 25年4月16日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 宇美町消防会館          | 宇美町   |
|   | 25年4月17日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 久山町役場            | 久山町   |
|   | 25年4月18日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | オアシス篠栗           | 篠栗町   |

|  | 25年4月19日                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 粕屋町役場                           | 粕屋町  |
|--|--------------------------|--|--|
|  | 25年4月20日から<br>25年6月19日まで | 左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、志免町、須恵町、字美町、久山町、篠栗町及び粕屋町と協議の上、指示する。 | 新宮町市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町        |
| イ ひょう量が<br>300kgを超え<br>る非自動はか<br>り (ウに掲げ<br>るものを除く<br>。)、分銅及<br>びおもりの検<br>査                                    | 25年4月20日から<br>25年6月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。              | 新宮町市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町        |
| ウ ばね式指示<br>はかり又は電<br>気式はかりで<br>目量の数が<br>6,000を超え<br>るもの、1級<br>のはかり及び<br>2級のはかり<br>で目量の数が<br>2,000を超え<br>るものの検査 | 25年4月20日から<br>25年6月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。              | 新宮賀免恵<br>町市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町 |

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                   | 検査年月日                    | 検査時間 | 検査会場                     | 検査区域   |
|--|--------------------------|------|--------------------------|--|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 25年4月20日から<br>25年7月19日まで |      | 検査については、検査<br>る者と協議の上、指示 | 新古志須宇美山栗<br>宮賀免恵町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町 |

# 平成25年2月

#### 福岡県告示第255号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
  - 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                | 検査年月日    | 検査時間                       | 検査会場                   | 検査区域 |
|---------------------|----------|----------------------------|------------------------|------|
|                     | 25年4月22日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | J A筑前あさくら宝<br>珠山営農センター | 市业社  |
|                     | 25年4月23日 | 10:30~12:00<br>13:00~15:00 | 小石原公民館                 | 東峰村  |
|                     | 25年4月24日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | めくばーる                  |      |
|                     | 25年4月25日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 筑前町役場                  | 筑前町  |
| ア ひょう量が<br>300kg以下の | 25年4月26日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 筑前町役場                  |      |
| 非自動はかり(ウに掲げる)       | 25年5月7日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | ファームステーショ<br>ンバサロ      |      |
| ものを除く。              |          | 10:00~12:00                | 久喜宮コミュニティ              |      |
| おもりの検査              | 25年5月8日  | 13:00~15:00                | JA筑前あさくら志<br>波支店       |      |
|                     | 25年5月9日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | JA筑前あさくら杷<br>木支店       | 朝倉市  |
|                     | 25年5月10日 | 10:30~12:00<br>13:00~15:00 | JA筑前あさくら高<br>木支店       |      |
|                     | 25年5月13日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 朝倉体育センター               |      |
|                     | 25年5月14日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 秋月BATABAT<br>A市場       |      |

| A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR |                              |                            |                                   | ,                                |
|--|------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
|  | 25年5月15日                     | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 朝倉市役所                             |                                  |
|  | 25年5月16日                     | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 朝倉市役所                             |                                  |
|  | 25年5月17日                     | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 朝倉市役所                             |                                  |
|  | 25年5月23日                     | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 大刀洗町役場                            | 大刀洗町                             |
|  | 25年 5 月24日                   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 小郡市体育館柔剣道<br>場                    | 小郡市                              |
|  | 25年5月25日から<br>25年7月24日まで     |                            | 検査については、東峰<br>倉市、大刀洗町及び小<br>指示する。 | 東峰村<br>筑前町<br>朝倉市<br>大刀洗町<br>小郡市 |
| イ ひょう量が<br>300kgを超え<br>る非自動ははか<br>り (ウに除げ<br>るものを除り<br>びおもりの検<br>査   | 25年5月25日から<br>25年7月24日まで     |                            | 検査については、検査<br>る者と協議の上、指示          | 東峰村<br>筑前町<br>朝倉市<br>大刀洗町<br>小郡市 |
| ウ ばね式指示<br>はかり又は電<br>気式はかりで<br>目量の数が<br>6,000を超級<br>のはかり及び<br>2級のはかり<br>で目量の数が<br>2,000を超え<br>るものの検査   | 25年 5 月25日から<br>25年 7 月24日まで |                            | 検査については、検査<br>る者と協議の上、指示          | 東峰村<br>筑前町<br>朝倉市<br>大刀洗町<br>小郡市 |

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |  |
|------|-------|------|------|------|--|
|      | '     |      |      |      |  |

| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 25年5月25日から<br>25年8月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。 | 東峰村<br>筑前町<br>朝倉市<br>大刀洗町<br>小郡市 |
|--|--------------------------|---|----------------------------------|
|--|--------------------------|---|----------------------------------|

#### 福岡県告示第256号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
  - 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                          | 検査年月日      | 検査時間                       | 検査会場              | 検査区域          |
|-------------------------------|------------|----------------------------|-------------------|---------------|
|                               | 25年 5 月27日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 小波瀬コミュニティ<br>センター | - 苅田町         |
|                               | 25年 5 月28日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 三原文化会館            | ) XII [[] [H] |
| マール、こ見ぶ                       | 25年 5 月29日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | みやこ町中央公民館         |               |
| ア ひょう量が<br>300kg以下の<br>非自動はかり | 25年5月30日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | みやこ町豊津支所          | みやこ町          |
| (ウに掲げるものを除く。                  | 25年5月31日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | みやこ町勝山体育館         |               |
| )、分銅及び                        | 25年 6 月12日 | 10:00~12:00                | 行橋市仲津公民館          |               |
| おもりの検査                        | 25年6月12日   | 13:00~15:00                | 行橋市今川公民館          |               |
|                               | 25年 6 月13日 | 10:00~12:00                | 行橋市延永公民館          | 行橋市           |
|                               | 25年6月13日   | 13:00~15:00                | 行橋市民会館            |               |
|                               | 25年6月14日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 行橋市民会館            |               |

|  | 25年6月15日から<br>25年8月14日まで | 左欄の間に行う検査については、苅田<br>町、みやこ町及び行橋市と協議の上、<br>指示する。 | 苅田町<br>みやこ町<br>行橋市 |
|--|--------------------------|---|--------------------|
| イ ひょう量が<br>300kgを超え<br>る非自動はおり<br>り(ウに掲げ<br>るものを除る<br>。)、分銅及<br>びおもりの検<br>査  | 25年6月15日から<br>25年8月14日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。   | 苅田町<br>みやこ町<br>行橋市 |
| ウ ばね式指示<br>はかりはかりかり<br>気 量 の を 1 及の<br>6,000を 1 及の<br>ともの、1 及かりな<br>2 級のはかりが<br>2 級のはの<br>で目量を<br>2,000を<br>るものの検査 | 25年6月15日から<br>25年8月14日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。   | 苅田町<br>みやこ町<br>行橋市 |

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

|                            | 検査区分  | 検査年月日                    | 検査時間 | 検査会場                     | 検査区域               |
|----------------------------|---|--------------------------|------|--------------------------|--------------------|
| り(<br>検 <sup>っ</sup><br>動( | 川な理由によ<br>1)の検査を受<br>ごきない非自<br>まかり、分銅<br>ドおもりの検 | 25年6月15日から<br>25年9月14日まで |      | 検査については、検査<br>る者と協議の上、指示 | 苅田町<br>みやこ町<br>行橋市 |

#### 福岡県告示第257号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

#### 1 実施機関

- 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                       | 検査年月日    | 検査時間                       | 検査会場                | 検査区域         |
|----------------------------|----------|----------------------------|---------------------|--------------|
|                            | 25年6月17日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 歓遊舎ひこさん             |              |
|                            | 25年6月18日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 歓遊舎ひこさん             | 添田町          |
|                            | 25年6月19日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 添田町役場               |              |
|                            | 25年6月20日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 赤村住民センター            | 赤村           |
|                            | 25年6月21日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 大任町役場               | 大任町          |
|                            | 25年6月24日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 川崎町農産物直売所<br>「De・愛」 | - 川崎町        |
| ア ひょう量が<br>300kg以下の        | 25年6月25日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 川崎町民会館              | ] /   平町   - |
| 非自動はかり<br>(ウに掲げる<br>ものを除く。 | 25年6月26日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 香春町生涯学習セン<br>ター     | <b>禾</b>     |
| り、分銅及び<br>おもりの検査           | 25年6月27日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 香春町生涯学習セン<br>ター     | 香春町          |
|                            | 25年6月28日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 糸田町役場               | 糸田町          |
|                            | 25年7月1日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 福智町中央公民館            |              |
|                            | 25年7月2日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 福智町中央公民館方<br>城分館    | 福智町          |
|                            | 25年7月3日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 福智町中央公民館金<br>田分館    |              |
|                            | 25年7月4日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 田川青少年文化ホー<br>ル      |              |
|                            | 25年7月5日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 田川青少年文化ホー<br>ル      | 田川市          |

|   | 25年7月9日                 | 10:00~12:00 田川青少年文化ホー<br>13:00~15:00 ル                                |                                |
|---|-------------------------|---|--------------------------------|
|   | 25年7月10日から25年9月9日まで     | 左欄の間に行う検査については、添田<br>町、赤村、大任町、川崎町、香春町、<br>糸田町、福智町及び田川市と協議の上<br>、指示する。 | 添田町<br>赤村町町町町町町町町町町町町町町市       |
| イ ひょう量が<br>300kgを超え<br>る非自動はか<br>り (ウに掲げ<br>るものを除く<br>。)、分銅及<br>びおもりの検<br>査   | 25年7月10日から<br>25年9月9日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。                         | 添田町<br>赤大任崎町町町町町町町町町町市<br>福智川市 |
| ウ ばね式指示<br>はかり又かりで<br>目量の数が<br>6,000を超級<br>のはかり及び<br>2級のはかり<br>で目量の数が<br>2,000を超え<br>なもの、1<br>ながりなが<br>2,000を超えるよののなが<br>2,000を超えるよののなが | 25年7月10日から<br>25年9月9日まで | 左欄の間に行う検査については、検査<br>を受けようとする者と協議の上、指示<br>する。                         | 添用町<br>赤柱町町町町町町町町町市<br>市       |
| るものの検査  |                         |   |                                |

(2) 特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号) 第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                   | 検査年月日                    | 検査時間 | 検査会場                     | 検査区域  |
|--|--------------------------|------|--------------------------|---|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 25年7月10日から<br>25年10月9日まで |      | 検査については、検査<br>る者と協議の上、指示 | 添赤大川香 糸福田町 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町 |

#### 福岡県告示第258号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人九州視覚障害ゴルファーズ協会

(2) 代表者の氏名

楠原 宏和

- (3) 主たる事務所の所在地 宮若市宮田75番地 4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は一人でゴルフプレーできない視覚障害者に対し、眼助けでプレー、その他の援助でプレーを可能にし、ゴルフによる視覚障害者の社会参加を援助することで障害者と健常者の助け合いによる共生を実現し、真に豊な社会が実現することを目的とする。

#### 福岡県告示第259号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字口ノ坪2521番1、2521番3、2521番4、2522番1、2522番

- 3、2522番4、2523番1、2523番7、2526番8及び2526番12並びにこれらの区域内の 道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県鹿島市大字高津原4078番地

祐徳自動車 株式会社

代表取締役 愛野 時輿

#### 福岡県告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年2月26日

| 指定番号  | 名 称                              | 所 在 地                            | 指定年月日         |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|---------------|
| 粕生359 | <br>  川﨑内科医院<br>                 | 糟屋郡新宮町美咲2丁目8-7                   | Н 25 · 1 · 1  |
| 粕生356 | 医療法人 宏洲整形外<br>科医院                | 糟屋郡久山町大字久原 3133 - 1              | Н 25 · 1 · 1  |
| 粕生355 | 医療法人芳生会整形外<br>科・形成外科よしだクリ<br>ニック | 糟屋郡粕屋町大字仲原 2539 - 4              | Н 25 · 1 · 1  |
| 粕生358 | ふちだ内科クリニック                       | 糟屋郡志免町別府北1丁目14-25                | Н 25 · 1 · 1  |
| 粕生357 | 医療法人豊資会 加野病院                     | 糟屋郡新宮町中央駅前1丁目2<br>-1             | Н 25 · 1 · 1  |
| 宰生91  | 上田眼科                             | 太宰府市通古賀 3 丁目 11 - 21<br>松崎ビル 1 F | Н 25 · 1 · 1  |
| 春生153 | 荒牧内科                             | 春日市大土居1丁目6                       | H 24 · 11 · 1 |

| 春生154       | 医療法人くぼた小児科<br>医院   | 春日市惣利1丁目123                     | H 11 · 12 · 1 |
|-------------|--------------------|---------------------------------|---------------|
| 直生147       | 医療法人 ひさずみ内<br>科医院  | 直方市大字下新入 621 - 1                | Н 25 · 1 · 1  |
| 宗遠生9        | 宮地子どもクリニック         | 遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-<br>21            | H 25 · 1 · 1  |
| 中生87        | 石松内科医院             | 中間市中間 1 丁目 6 - 12               | Н 25 · 1 · 1  |
| 中生88        | さかい内科クリニック         | 中間市中尾 1 丁目 12 - 17 中間<br>ビル 2 F | Н 25 · 2 · 1  |
| 粕生歯52       | スミレ歯科              | 糟屋郡粕屋町大字仲原 2911 - 1             | Н 25 · 1 · 1  |
| 像生歯71       | いながき歯科             | 宗像市須恵1丁目1-21                    | Н 25 · 1 · 5  |
| 春生歯87       | しらきはら歯科            | 春日市若葉台西3丁目6番地                   | Н 25 · 1 · 1  |
| 糸島地生<br>歯46 | みなと歯科クリニック         | 糸島市前原駅南2丁目2-1 J<br>Aポルタ2F       | H 25 · 2 · 1  |
| 柳生薬49       | はなふさ薬局             | 柳川市三橋町下百町 44 - 3                | Н 25 · 2 · 1  |
| 大生薬177      | きりん薬局大黒町店          | 大牟田市大黒町1丁目31-1                  | Н 25 · 1 · 1  |
| 直生薬86       | きさらぎ薬局 頓野店         | 直方市大字頓野 3820 - 7                | Н 25 · 2 · 1  |
| 行生訪10       | 訪問看護ステーション<br>かがやき | 行橋市南泉 2 丁目 5 - 16               | Н 25 · 1 · 1  |

#### 福岡県告示第261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示

#### する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 休止

| 指定番号  | 名 称             | 所 在 地               | 休止年月日         |
|-------|-----------------|---------------------|---------------|
| 春生歯75 | むらかわ歯科クリニッ<br>ク | 春日市春日原北町5丁目8番地<br>1 | Н 24 · 9 · 30 |
| 行生薬35 | 草野調剤薬局          | 行橋市行事7丁目12-2        | Н 24 · 7 · 31 |

#### 2 廃止

| 指定番号  | 名 称                   | 所 在 地                        | 廃止年月日          |
|-------|-----------------------|------------------------------|----------------|
| 粕生15  | <br>  川﨑内科医院<br>      | 糟屋郡新宮町美咲2丁目8-7               | H 24 · 12 · 31 |
| 粕生305 | ふちだ内科クリニック            | 糟屋郡志免町別府北1丁目14番25号           | H 24 · 12 · 31 |
| 粕生344 | 宏洲整形外科医院              | 糟屋郡久山町大字久原 3133 - 1<br>番地    | H 24 · 12 · 31 |
| 粕生348 | 整形外科・形成外科よし<br>だクリニック | 糟屋郡粕屋町大字仲原 2539 番 4<br>号     | H 24 · 12 · 31 |
| 古生 6  | 医療法人豊資会加野病院           | 古賀市花見南1丁目2-15                | H 24 · 12 · 31 |
| 宰生77  | 上田眼科                  | 太宰府市通古賀3丁目 11 - 21<br>松崎ビル1F | H 24 · 12 · 31 |
| 春生31  | 荒牧内科                  | 春日市大土居1丁目6                   | H 24 · 10 · 31 |
| 春生91  | くぽた小児科医院              | 春日市惣利1丁目123                  | Н 11 · 11 · 30 |
| 直生136 | ひさずみ内科医院              | 直方市大字下新入 621 - 1             | H 24 · 12 · 31 |
| 飯生189 | 医療法人大庭クリニック           | 飯塚市吉原町 11 - 21               | H 23 · 7 · 31  |

뻮

| 宗遠生 6 | 宮地子どもクリニック | 遠賀郡遠賀町松の本7丁目1番<br>21号 | H 24 · 12 · 31 |
|-------|------------|-----------------------|----------------|
| 中生3   | 石松内科医院     | 中間市中間 1 丁目 6 - 12     | H 24 · 12 · 31 |
| 中生81  | コスモス眼科     | 中間市中間3丁目1-13          | H 24 · 11 · 16 |
| 粕生歯37 | スミレ歯科      | 糟屋郡粕屋町大字仲原 2911 - 1   | H 24 · 12 · 31 |
| 像生歯12 | 古屋敷歯科医院    | 宗像市須恵1丁目1-21          | H 24 · 12 · 31 |
| 直生薬84 | アイン薬局 直方店  | 直方市大字山部 287 直方駅ビル1F   | H 24 · 12 · 28 |

#### 福岡県告示第262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という 。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、 指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2 (法第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。 平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指       | 定番号  | 名                        | 称          | 旧所在地                            | 新所在地               | 変更年月日         |
|---------|------|--------------------------|------------|---------------------------------|--------------------|---------------|
| 飯       | 生192 | 医療法 大庭ク                  | · 1J       | 飯塚市伊岐須火尻町<br>298-10             | 飯塚市伊岐須 298 - 10    | H 23 · 8 · 1  |
| 宰<br>43 | 生歯   | メイプ科医院                   | -          | 大宰府市國分1丁目<br>336-1              | 大宰府市国分1丁目5<br>- 43 | H 24 · 12 · 6 |
| 春 2     | 生訪   | 福岡フ<br>マリケ<br>問看護<br>ーショ | ーア訪<br>ミステ | 春日市上白水 5 丁目 11<br>番地 糸山ビル 101 号 | 春日市天神山7丁目91<br>番地  | H 25 · 1 · 19 |

#### 福岡県告示第263号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含 む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示す る。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 氏名又は名称                   | 住所又は所在地              | 指定年月日         |
|--------|--------------------------|----------------------|---------------|
| 直生マ23  | 朝原 幸治 (HMシステ<br>ム施術所 直方) | 直方市大字下境 1137 - 42    | Н 25 · 1 · 1  |
| 直生マ24  | 佐伯 禮次郎(HMシス<br>テム施術所 直方) | 直方市大字下境 1137 - 42    | Н 25 · 1 · 1  |
| 筑生マ230 | 柿山 義治(ふくろう鍼<br>灸治療院)     | 筑後市大字熊野 201 - 11     | Н 25 · 2 · 1  |
| 小生マ3   | 田中 崇史(いずみ鍼灸マッサージ院)       | 小郡市大板井 450 - 6       | Н 25 · 1 · 21 |
| 粕生柔82  | 大久保 仁志 (なごみ整<br>骨院)      | 糟屋郡新宮町緑ケ浜2丁目19<br>-7 | H 25 · 1 · 4  |

#### 福岡県告示第264号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合 を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保 護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

平成25年2月26日

| 指定番号 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|---------|-------|
|-------------|---------|-------|

 嘉麻生柔
 a

 五
 a

 超線整骨院
 a

 基麻市鴨生 540
 b

 H
 24 · 12 · 31

#### 福岡県告示第265号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合 を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があ ったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた 場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

| 指定番号       | 旧名称                         | 新 名 称                | 所 在 地                               | 変更年月日        |
|------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------------------|--------------|
| 筑紫生<br>柔58 | 坂口 雅代 (あっ<br>ぷるすまいる整骨<br>院) | 坂口 雅代(雅レ<br>ディース整骨院) | 筑紫野市上古賀1丁<br>目 11 - 5 カリオン<br>D 104 | Н 25 · 1 · 7 |

#### 2 所在地の変更

| 指定番号       | 指定番号 名 称       |  | 旧所在地                                     | 新所在地                              | 変更年月日        |
|------------|----------------|--|--|-----------------------------------|--------------|
| 豊生柔<br>4   | 豊生柔<br>4 姫野整骨院 |  | 豊前市大字八屋 1892<br>- 2                      | 豊前市大字八屋 1873<br>- 1               | Н 19 · 5 · 1 |
| 筑紫生<br>柔58 | (雅レディー         |  | 筑紫野市湯町3丁目1<br>番1号 東峰マンショ<br>ン二日市II 303号室 | 筑紫野市上古賀1丁目<br>11 - 5 カリオンD<br>104 | Н 25 · 1 · 7 |

#### 福岡県告示第266号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項により公告する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市武蔵五丁目17番1から17番10まで及び151番2から151番10まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎一丁目15番23号

株式会社 よかタウン

代表取締役 野島 幸司

#### 福岡県告示第267号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所 京都郡みやこ町犀川下伊良原字長畑87 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第268号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川上高屋字口ノ岩15の2(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の瀬養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第269号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ミスターマックス宗像店
- (2) 所在地 福岡県宗像市石丸3丁目7番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
  - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
  - ・歩行者の安全確保に十分配慮してください。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
  - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください
  - ・ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
- (4) 防災・防犯対策への協力

- ・駐車場等死角ができないように防犯灯を設置するなど防犯対策を充分に行ってく ださい。
- (5) 騒音の発生に係る事項
  - ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣 住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。
- (6) 廃棄物に係る事項等
  - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理 (ごみの散乱、悪臭防止等) に努めてください。
- (7) 街並みづくり等への配慮等 意見なし
- (8) その他意見なし

#### 福岡県告示第270号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ホームプラザナフコ城島店
- (2) 所在地 福岡県久留米市城島町江上本1474番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

#### 福岡県告示第271号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年2月14日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称)ドラッグコスモス田川後藤寺店
- (2) 所在地 福岡県田川市桜町584番 2 · 602番 4
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称     | 住 所                       |
|------------|---------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称     | 住 所                       |
|------------|---------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 |

- 4 大規模小売店舗を新設する日
  - 平成25年10月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1.400平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 店舗北東側  | 54      |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 店舗東側   | 7       |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 店舗北側      | 68.3       |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 店舗建物内北側      | 6.82       |

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名    | 開店時刻    | 閉店時刻    |  |
|------------|---------|---------|--|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前 10 時 | 午後 10 時 |  |

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 2 箇所 敷地東側及び敷地北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後10時00分まで

#### 福岡県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年2月26日

|   | 土整備<br>務所名 | 道路の<br>種 類 | 路線名   | 変 更前後別 | X                                | 間 | 幅 員 (メートル)        | 延 長 (メートル) |
|---|------------|------------|-------|--------|----------------------------------|---|-------------------|------------|
| 直 | 方          | 県道         | 宗像線篠栗 | 前      | 宮若市三ヶ畑<br>合併2先から<br>宮若市三ヶ畑<br>まで |   | 10.5<br>~<br>19.4 | 202.0      |

|  | 後 | 宮若市三ヶ畑1202・1203<br>合併2先から<br>宮若市三ヶ畑1209番1先<br>まで | 10.5 | 202.0 |
|--|---|--|------|-------|
|--|---|--|------|-------|

#### 福岡県告示第273号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

| 県土<br>事務所 |     | 道路の<br>種 類 | 路線名   | 変 更 前後別 | Z f  | 間    | 幅 員               | 延 長 (メートル) |
|-----------|-----|------------|-------|---------|--|------|-------------------|------------|
| 317       | Taf | 一般国        | 205 H | 前       | 筑紫郡那珂川町大山1056番1先から<br>筑紫郡那珂川町大山1056番1先まで     | で字五ヶ | 9.6<br>~<br>12.5  | 50.6       |
| 那         | 珂   | 道          | 385号  | 後       | 筑紫郡那珂川町大山1056番1先から<br>筑紫郡那珂川町大<br>山1056番1先まで | で字五ヶ | 10.3<br>~<br>17.5 | 50.6       |

#### 福岡県告示第274号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成25年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 路線名 供用開始の区間 事務所名

那 珂 385号

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番1先まで

#### 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第74条第1項の規定に基づき、次の建築協定の 変更を認可したので、同条第2項の規定により準用される同法第73条第2項の規定によ り公告する。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更する建築協定の認可番号及び認可年月日 認可番号 第81号 認可年月日 平成24年6月26日
- 2 建築協定区域の地名 福岡県糟屋郡新宮町大字下府840-306ほか
- 3 変更後の建築協定区域の面積 47,977.53m²

#### 公告

次のとおり平成25年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集 します。

平成25年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託業務概要
- (1) 業務名称

平成25年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本業務の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する仕様書に基づき、福

岡県教育委員会と協議しながら業務を処理すること。

2 参加資格

平成25年3月14日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成24年3月23日23総 セ第26600号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間中でない者
- 3 手続等
- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3910

(2) 参加申込期限等

平成25年3月4日(月)午後5時00分までに、参加申込書(別紙様式:下記ホームページに掲載)を上記担当部局宛て提出すること。

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県庁ホームページ義務教育課に掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakuka.html?sec\_sec 1 =2132105

- (1) 政党の支部
  - (イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

イ 提出場所

ア 提出期限

(4) 企画提案書の提出

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

エ その他

提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限る。)、福岡県 学力調査実施検討委員会で審査する。

#### 選挙管理委員会

平成25年3月7日(木)午後5時00分

#### 福岡県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成24年12月1日~12月31日

| 政治団体の名称          | 代表者名  | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地    | 公職の種類 | 一以上の市区町村等<br>の区域を単位として<br>設けられる支部 | 届出年月日      |
|------------------|-------|--------|---------------|-------|-----------------------------------|------------|
| 日本維新の会福岡県第6選挙区支部 | 内野 雅晴 | 内野 ゆきえ | 久留米市長門石3-1-45 | 衆議院議員 | 0                                 | 平成24年12月3日 |

(1団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

33

Ø

#### (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称        | 代表者名  | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日       |
|----------------|-------|--------|----------------------|-------------|
| 古賀重信後接会        | 古賀 重信 | 古賀 ミサ子 | 福津市津丸1009            | 平成24年12月27日 |
| 政治結社日本雄志会      | 林 真治  | 坂口 公太  | 福岡市西区金武2134          | 平成24年12月13日 |
| 税理士による大久保勉後援会  | 吉田 茂樹 | 黒岩 延時  | 福岡市南区大楠 3 - 2 - 16   | 平成24年12月7日  |
| 藤としひろ「一途の会」後援会 | 藤 敏弘  | 広田 繁幹  | 筑紫郡那珂川町今光5-54        | 平成24年12月19日 |
| 吉村たくま後援会       | 吉村 拓真 | 花田 竹一  | 福津市西福間 2 - 1 - 10    | 平成24年12月26日 |
| おにき誠を励ます会      | 吉永 力  | 佐藤 盛   | 福岡市中央区黒門 6 - 3 - 2 階 | 平成24年12月3日  |
| ほり大助後援会        | 原田 政照 | 倉光 史郎  | 行橋市行事 4 - 19 - 8     | 平成24年12月3日  |

#### (7団体)

四 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者名  | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地       | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日      |
|-----------|-------|--------|------------------|-----------|-------|------------|
| おにき誠を励ます会 | 吉永 力  | 佐藤 盛   | 福岡市中央区黒門6-3-2階   | 鬼木 誠      | 衆議院議員 | 平成24年12月3日 |
| ほり大助後援会   | 原田 政照 | 倉光 史郎  | 行橋市行事 4 - 19 - 8 | 堀 大助      | 衆議院議員 | 平成24年12月3日 |

(2団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す 受付期間 平成24年12月1日~12月31日

る。

平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

#### (1) 政党の支部

| 政治団体の名称         | 異動事項  | 内     | 容     | 異動年月日         | <b>豆山在日</b> 日 |  |
|-----------------|-------|-------|-------|---------------|---------------|--|
| 政伯団体の石体         | 共助争坦  | 新     | IH    | 共動平月日         | 届出年月日         |  |
| 自由民主党小郡・三井支部    | 代表者   | 久光 良夫 | 村井 大輔 | 平成24年12月14日   | 平成24年12月20日   |  |
| 日田民王兄小師・二升又師    | 会計責任者 | 山田 忠  | 吉村 豊樹 | 一一,灰24平12万14日 |               |  |
| 自由民主党福岡県第一選挙区支部 | 代表者   | 井上 貴博 | 武田 良太 | 平成24年11月29日   | 平成24年12月7日    |  |
| 自由民主党福岡県第七選挙区支部 | 代表者   | 藤丸 敏  | 古賀 誠  | 平成24年11月27日   | 平成24年12月7日    |  |

| 自由民主党福岡県第二選挙区支部   | 代表者        | 鬼木 誠                             | 武田 良太                  | 平成24年11月27日 | 平成24年12月7日  |  |
|-------------------|------------|----------------------------------|------------------------|-------------|-------------|--|
| 自由民主党門司支部         | 主たる事務所の所在地 | 北九州市門司区高田 1 - 18 - 3<br>岩井ビル 1 F | 北九州市門司区中町1-24          | 平成24年12月17日 | 平成24年12月20日 |  |
|                   | 会計責任者      | 大瀬 博巳                            | 山本 豊雄                  |             |             |  |
| 日本維新の会福岡県第 11 区支部 | 主たる事務所の所在地 | 行橋市宮市町4-9                        | 行橋市行事 4-19-8           | 平成24年12月19日 | 平成24年12月19日 |  |
| みんなの党福岡市議会第5支部    | 主たる事務所の所在地 | 福岡市中央区輝国2-5-2                    | 福岡市城南区別府7-1-12-<br>1階A | 平成24年3月31日  | 平成24年12月25日 |  |
| (7団体)             |            |                                  |                        |             |             |  |

#### (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称   | 異動事項                 | 内  | 容                         | 異動年月日       | 届出年月日       |  |
|-----------|----------------------|--|---------------------------|-------------|-------------|--|
| 政信団体の右外   | 共勤事項                 | 新  | 旧                         | 共勤十万日       | 用山平万 I      |  |
| 朝倉薬剤師連盟   | 代表者                  | 渡辺 泰祐  | 平位 育溥                     | 平成24年12月1日  | 平成24年12月6日  |  |
| 井上貴博後接会   | 国会議員関係政治団体<br>の区分    | 法第十九条の七第一項第一号に<br>係る国会議員関係政治団体かつ<br>法第十九条の七第一項第二号に<br>係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政<br>治団体     | 平成24年12月1日  | 平成24年12月6日  |  |
|           | 公職の種類                | 衆議院議員  | 福岡県議会議員                   |             | 1 // / / /  |  |
|           | 公職の候補者の氏名及<br>び公職の種類 | 井上 貴博、衆議院議員  | 井上 貴博、福岡県議会議員             |             |             |  |
| 因きよのり後接会  | 主たる事務所の所在地           | 糟屋郡粕屋町大字江辻191  | 糟屋郡粕屋町若宮1-4-11            | 平成23年11月1日  | 平成24年12月14日 |  |
| 九州睦       | 主たる事務所の所在地           | 鞍手郡鞍手町中山778-1  | 中間市中央3-6-27               | 平成24年12月1日  | 平成24年12月7日  |  |
| 調たかし後援会   | たかし後援会 主たる事務所の所在地    |  | 福岡市城南区七隈4-8-17            | 平成24年12月1日  | 平成24年12月6日  |  |
| 新開裕司後援会   | 主たる事務所の所在地           | 福岡市博多区綱場町5-9波多<br>江ビル  | 福岡市博多区綱場町4-11ビルディングシャポー4階 | 平成24年12月6日  | 平成24年12月6日  |  |
| なかの守後援会   | 代表者                  | 織田 三千雄   | 江上 高男                     | 平成24年12月20日 | 平成24年12月25日 |  |
| ほり大助後援会   | 主たる事務所の所在地           | 行橋市宮市町4-9  | 行橋市行事 4-19-8              | 平成24年12月19日 | 平成24年12月19日 |  |
| 丸田てるひさ後援会 | 主たる事務所の所在地           | 福岡市中央区輝国2-5-2  | 福岡市城南区別府7-1-12-<br>1階A    | 平成24年3月31日  | 平成24年12月19日 |  |

#### 福岡県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成24年12月1日~12月31日

#### (政党の支部)

| 政治団体の名称           | 解散年月日       | 届出年月日       |
|-------------------|-------------|-------------|
| みんなの党福岡市議会第5支部    | 平成24年12月17日 | 平成24年12月25日 |
| 国民の生活が第一福岡県第2区総支部 | 平成24年12月27日 | 平成24年12月27日 |

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称    | 解散年月日       | 届出年月日       |
|------------|-------------|-------------|
| 石橋文恵後援会    | 平成24年12月3日  | 平成24年12月6日  |
| かわらがわ正純後援会 | 平成24年11月11日 | 平成24年12月19日 |
| 神崎宣昭後援会    | 平成24年11月30日 | 平成24年12月7日  |
| 小谷まなぶ後援会   | 平成24年12月27日 | 平成24年12月27日 |
| 須藤信一郎後援会   | 平成23年5月1日   | 平成24年12月13日 |
| たにせ綾子後援会   | 平成24年12月20日 | 平成24年12月27日 |
| 藤井俊雄後援会    | 平成23年5月1日   | 平成24年12月27日 |
| 丸田てるひさ後援会  | 平成24年12月17日 | 平成24年12月19日 |
| 渡辺謙二朗政策研究会 | 平成24年12月20日 | 平成24年12月20日 |

(9団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成24年12月1日~12月31日

| 資金管理団体<br>指定の届出を<br>した者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 | 指定年月日       | 届出年月日       |
|----------------------------|---------|-----------|-------------------|--------|-------------|-------------|
| 古賀 重信                      | 福津市長    | 古賀重信後援会   | 福津市津丸1009         | 古賀 重信  | 平成24年12月27日 | 平成24年12月27日 |
| 吉村 拓真                      | 福津市議会議員 | 吉村たくま後援会  | 福津市西福間 2 - 1 - 10 | 吉村 拓真  | 平成24年12月25日 | 平成24年12月26日 |

(2団体)

汨

## Ш 26 平成25年2月

#### 福岡県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する 平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成24年12月1日~12月31日

| 資金 | 管理団体届出事項の異動 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項           | 内                     | 容                                 | 異動年月日      | 届出年月日       |
|----|-------------|---------|-----------|----------------|-----------------------|-----------------------------------|------------|-------------|
| の届 | 出をした者の氏名    | ム州が月里規  | 貝並自在団体の石物 | <b>兴助</b> 事項   | 新                     | IΗ                                | 兴勤平月日      | 田田平月日       |
| 井上 | 貴博          | 衆議院議員   | 井上貴博後援会   | 公職の種類          | 衆議院議員                 | 福岡県議会議員                           | 平成24年12月1日 | 平成24年12月6日  |
| 因  | 清範          | 粕屋町長    | 因きよのり後援会  | 主たる事務所の所在<br>地 | 糟屋郡粕屋町大字江辻191         | 糟屋郡粕屋町若宮 1 - 4<br>-11             | 平成23年11月1日 | 平成24年12月14日 |
| 調  | 崇史          | 福岡市議会議員 | 調たかし後援会   | 主たる事務所の所在<br>地 | 福岡市城南区松山2-5<br>-5     | 福岡市城南区七隈 4 - 8<br>-17             | 平成24年12月1日 | 平成24年12月6日  |
| 新開 | 裕司          | 衆議院議員   | 新開裕司後接会   | 主たる事務所の所在地     | 福岡市博多区綱場町5-9波多江ビル     | 福岡市博多区綱場町4-<br>11ビルディングシャポー<br>4階 | 平成24年12月6日 | 平成24年12月6日  |
| 丸田 | 輝久          | 福岡市議会議員 | 丸田てるひさ後援会 | 主たる事務所の所在地     | 福岡市中央区輝国 2 - 5<br>- 2 | 福岡市城南区別府7-1<br>-12-1階A            | 平成24年3月31日 | 平成24年12月19日 |

(5団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成24年12月1日~12月31日

法第19条第3項第1号による届出

平成25年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克已

|    |                           | • |           |        |             |             |
|----|---------------------------|---|-----------|--------|-------------|-------------|
| 定の | 管理団体の指<br>取消しの届出<br>た者の氏名 | 公職の種類                                   | 資金管理団体の名称 | 代表者の氏名 | 取消年月日       | 届出年月日       |
| 石橋 | 文恵                        | 宗像市議会議員                                 | 石橋文恵後援会   | 石橋 文恵  | 平成24年12月3日  | 平成24年12月6日  |
| 小谷 | > 学                       | 衆議院議員                                   | 小谷まなぶ後援会  | 小谷 学   | 平成24年12月27日 | 平成24年12月27日 |
| 谷瀬 | 〔 綾子                      | 衆議院議員                                   | たにせ綾子後援会  | 谷瀬 綾子  | 平成24年12月20日 | 平成24年12月27日 |
| 藤井 | - 俊雄                      | 春日市議会議員                                 | 藤井俊雄後援会   | 藤井 俊雄  | 平成23年5月1日   | 平成24年12月27日 |
| 丸田 | <b>輝</b> 久                | 福岡市議会議員                                 | 丸田てるひさ後援会 | 丸田 輝久  | 平成24年12月17日 | 平成24年12月19日 |

(5団体)

#### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 平成25年2月26日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県粕屋警察署の部新宮交番の項中「緑ケ浜4丁目3番22号」を「中央駅前1丁目1番28号」に改め、同表福岡県八女警察署の部北川内駐在所の項中「上陽町北川内643番地1」を「上陽町北川内134番地1」に改める。

附則

この規則中別表第1福岡県八女警察署の部北川内駐在所の項の改正規定は平成25年2 月27日から、同表福岡県粕屋警察署の部新宮交番の項の改正規定は同月28日から施行する。

#### 福岡県公安委員会規程第1号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する 規程を次のように定める。

平成25年2月14日

福岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公 表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第 57号。以下「法」という。)に基づき行われた行政処分に係る公表(以下「公表」と いう。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 行政処分 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令をいう。
- (2) 認定の取消し 法第7条第1項の規定により自動車運転代行業者の認定を取り消すことをいう。
- (3) 指示 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- (4) 営業停止命令 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により営業の停止 を命ずることをいう。
- (5) 営業廃止命令 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定により営業の廃止を命ずることをいう。

(公表)

- 第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行った場合は、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定により福岡運輸支局 長の同意を得、又は法第23条第2項の規定により福岡運輸支局長から営業停止命令 の要請を受けた場合において、福岡運輸支局長から当該行政処分について公表を行 うことが適切でない旨の意見が添えられたとき。
- (2) 福岡県公安委員会が当該公表を行うことが適切でないと認める場合 (公表の内容)
- 第4条 福岡県公安委員会は、次に掲げる事項について公表を行うものとする。
- (1) 行政処分を受けた者の認定証(法第5条第2項に規定する認定証をいう。)の番号
- (2) 行政処分を受けた者の名称又は記号
- (3) 行政処分を受けた者の主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 行政処分の処分年月日
- (5) 行政処分の内容(営業停止命令にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間)
- (6) 行政処分の理由
- (7) 行政処分の理由の根拠となる法令の条項

(公表の方法)

第5条 福岡県公安委員会は、福岡県警察がインターネット上に開設するホームページ に自動車運転代行業行政処分票(別記様式)を掲載することにより公表を行うものと する。

(公表の期間)

第6条 公表を行う期間は、行政処分の処分年月日から起算して2年間とする。

附則

この規程は、平成25年3月1日から施行し、同日以後に行われた行政処分について適用する。

#### 別記様式(第5条関係)

#### 自動車運転代行業行政処分票

| 行政処 | 認定証の番号                       | 公安委員会第号  |
|-----|------------------------------|----------|
| 分を受 | 名称又は記号                       |          |
| けた者 | 主たる営業所が所在する市区町村              |          |
|     | 行政処分の処分年月日                   | 年 月 日    |
|     | 行政処分の内容                      |          |
|     | 行政処分の理由                      |          |
| 行   | <b></b><br>致処分の理由の根拠となる法令の条項 |          |
|     | 行政処分を行った公安委員会                | 福岡県公安委員会 |

- 注 1 「認定証」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第 57号)第5条第2項に規定する認定証をいう。
  - 2 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を 記載すること。